

各 位

会社名 フィールズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大屋 高志
(JASDAQ コード番号 2767)
問合せ先 執行役員 コーポレート
コミュニケーション室長 畑中 英昭
(電話 03-5784-2111 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 21 回定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) パチンコ・パチスロ分野における事業活動の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下、「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行うものであります。
 - a) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第 7 条、第 9 条第 3 項）
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失にかかる事務を取扱いますので、経過措置としてその旨附則を設けるものであります。
 - b) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第 9 条第 3 項、第 14 条）
 - c) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 遊技機械の販売およびメンテナンス</p> <p>(2) 〃 (条文省略)</p> <p>(23)</p> <p>第3条 〃 (条文省略)</p> <p>第6条</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条 〃 (条文省略)</p> <p>第13条</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条 〃 (条文省略)</p> <p>第39条</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 遊技機械の<u>企画、開発、販売</u>およびメンテナンス</p> <p>(2) 〃 (現行どおり)</p> <p>(23)</p> <p>第3条 〃 (現行どおり)</p> <p>第6条</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第9条 〃 (現行どおり)</p> <p>第12条</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条 〃 (現行どおり)</p> <p>第38条</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>2. 前項および本項は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前項および本項を削除するものとする。</p>